

那 霸 市 公 報

第 1 8 3 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 783

○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（人事課）…………… 787

◇告 示◇

○電線共同溝整備道路の指定について（道路管理課）…………… 790

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 792

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 793

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 794

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 795

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 797

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 798

◇公 告◇

○那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について（ちゃーがんじゅう課）…………… 799

◇教育委員会公告◇

○那覇市宮奥武山体育施設指定管理者の募集について…………… 800

規 則

那覇市規則第25号

令和5年6月8日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(現業職員の範囲) 第2条 現業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。第7条から第11条まで及び付則第2項を除き、以下同じ。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (新たに現業職員となった者の職務の級等) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。第6条の5及び付則第6項において「勤務時間条例」という。))第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第7条において「定年前再任用短時間勤務職員の算出率」という。))を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 付 則 (感染症防疫作業等手当の特例) 2 現業職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共	(現業職員の範囲) 第2条 現業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。第7条から第11条までを除き、以下同じ。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (新たに現業職員となった者の職務の級等) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。第6条の5及び付則第5項において「勤務時間条例」という。))第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第7条において「定年前再任用短時間勤務職員の算出率」という。))を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 付 則

<u>和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。<u>以下同じ。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長が認めるものに従事したときは、第9条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円)の感染症防疫作業等手当を支給する。 3 [略] (暫定再任用常時勤務現業職員の給与に関する経過措置) 4 第6条第3項の規定にかかわらず、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号。付則第6項において「定年整備条例」という。)付則第3条第1項又は第2項の規定により採用された現業職員(以下この項、次項及び付則別表第4の備考において「暫定再任用常時勤務現業職員」という。)の給料月額、付則別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務現業職員の属する職務の級に応じた額とする。 5～7 [略]	2 [略] (暫定再任用常時勤務現業職員の給与に関する経過措置) 3 第6条第3項の規定にかかわらず、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号。付則第5項において「定年整備条例」という。)付則第3条第1項又は第2項の規定により採用された現業職員(以下この項、次項及び付則別表第4の備考において「暫定再任用常時勤務現業職員」という。)の給料月額は、付則別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用常時勤務現業職員の属する職務の級に応じた額とする。 4～6 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月10日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に従事した作業に係る感染症防疫作業等手当については、なお従前の例による。

那覇市規則第26号

令和5年6月8日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 <u>条例付則第4項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。</u> (1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。))の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。))の移送</u> (2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項の規定による質問又は調査(いずれも患者等に接して行うものに限る。))</u> (3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定により提出を受け、又は採取された検体の取扱い(当該検体の輸送を除く。))</u> (4) <u>第1号に掲げる作業に使用された車両又は前3号に掲げる作業に従事した者が着用した感染の防止の用に供する衣類等の消毒</u> (5) <u>その他市長が認める作業</u> 4 <u>条例付則第4項の規則で定める額は、3,000円(患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u>	付 則
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。))に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月10日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に従事した作業に係る感染症防疫作業手当については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 139 号

令和 5 年 6 月 6 日

掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定について

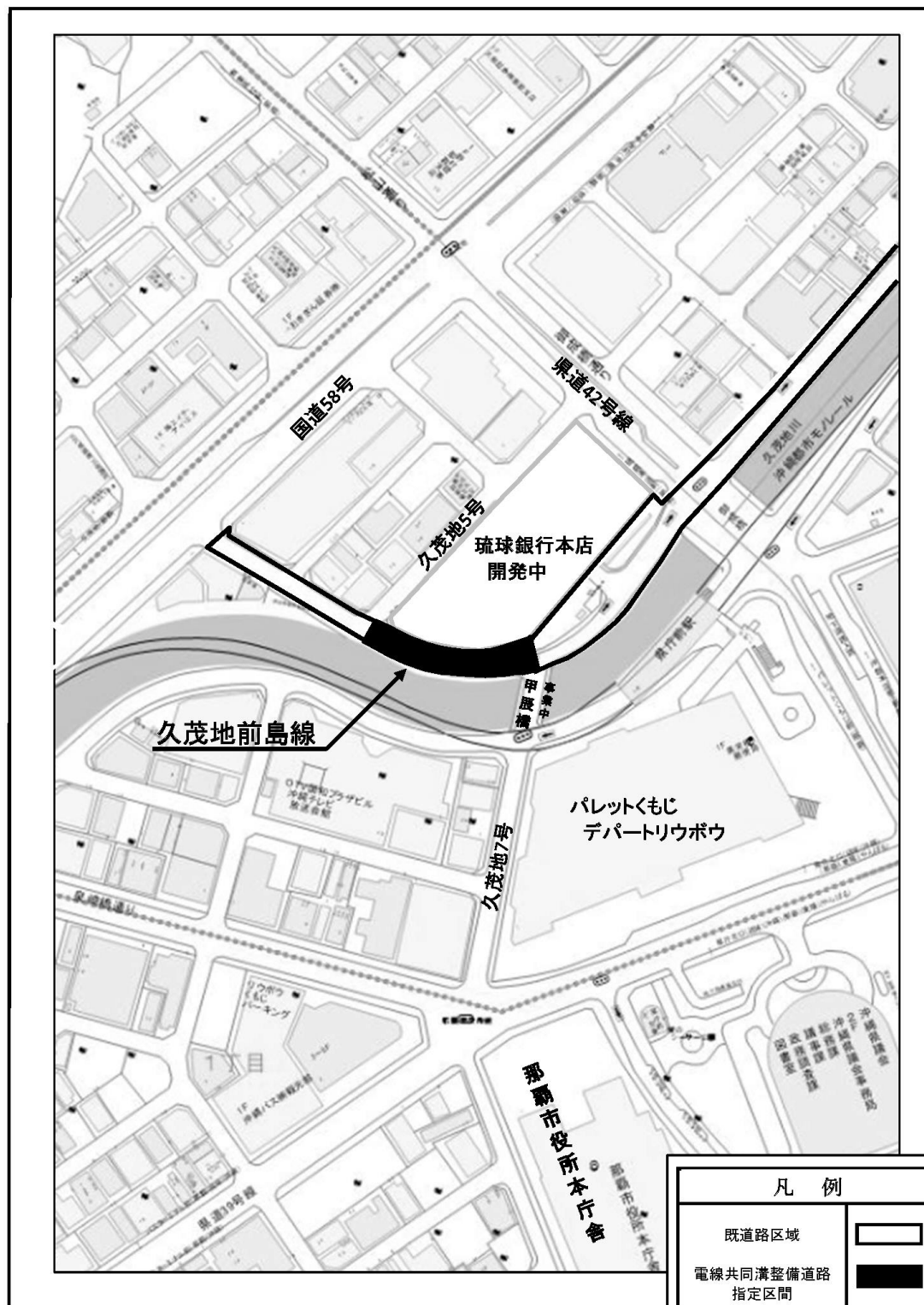
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり電線共同溝を整備すべき道路として指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 知念 寛

1. 電線共同溝整備指定路線

路 線 名	区 間	
久茂地前島線	起点	那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1
	終点	那覇市久茂地 1 丁目 12 番 1

電線共同溝整備道路の指定区間位置図(参考図)



那覇市告示第 166 号

令和 5 年 7 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
とりほり眼科	新垣 淑邦	令和 5 年 5 月 1 日～ 令和 11 年 4 月 30 日
那覇市首里鳥堀町 4 丁目 32 番地 4		
ゆんたく薬局 おもろまち店	宮本 直樹	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日
那覇市おもろまち 4-16-22		
緑薬局	有限会社 桃源	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日
那覇市松尾 2-16-38		
結の星 訪問看護ステーション	合同会社 Takumi コーポレーション	令和 5 年 5 月 1 日～ 令和 11 年 4 月 30 日
那覇市安謝一丁目 10 番 2 号		

那覇市告示第 167 号

令和 5 年 7 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
緑薬局	松田 進	令和5年3月31日
那覇市松尾 2-16-38		
オリオン薬局	株式会社 ゆいまーる	令和5年3月31日
那覇市牧志 3 丁目 9 番 19 号		

那覇市告示第 168 号

令和 5 年 7 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
一銀内科胃腸科クリニック		令和5年4月12日
名称 所在地 開設者	一銀内科胃腸科クリニック 那覇市小禄5丁目14番地5 医療法人 永悠会 （てるきな内科胃腸科医院 那覇市小禄1417番地1 医療法人 重陽会）	
ももたろう薬局 なは店		令和5年5月1日
名称	ももたろう薬局 なは店 （緑薬局）	

那覇市告示第 169 号

令和 5 年 7 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター らくらくリハビリ (通所介護 介護予防通所介護相当サービス)	令和 5 年 5 月 31 日
那覇市安里一丁目 1 番 1 8 号	
リハビリ型デイサービス Fit すまいる (通所介護)	令和 4 年 6 月 30 日
那覇市識名 1-1-19	
介護老人保健施設 識名清風苑 (介護老人保健施設)	令和 5 年 5 月 31 日
那覇市識名 3 丁目 20 番 12 号	
指定居宅介護支援事業所 識名清風苑 (居宅介護支援)	令和 5 年 5 月 31 日
那覇市識名 3 丁目 20 番 12 号	

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
指定通所リハビリテーション 識名清風苑 (指定通所リハビリテーション)	令和5年5月31日
那覇市識名3丁目20番12号	
指定訪問介護事業所 識名清風苑 (訪問介護)	令和5年5月31日
那覇市識名3丁目20番12号	

那覇市告示第 170 号

令和 5 年 7 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
居宅介護支援事業所 首里センター		令和4年8月30日
開設者	株式会社沖縄装美工業 代表取締役社長 川満 孝幸 (株式会社沖縄装美工業 代表取締役社長 山城 昌之)	
沖縄偕生会ホームヘルパーステーション		令和5年4月1日
所在地	那覇市宮城1丁目18番1号 エスタジオ小禄2階 (那覇市小禄1丁目11-1)	

那覇市告示第 171 号

令和 5 年 7 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
仲村 まり子	あん摩・マッサージ	令和5年4月17日
(はり・きゅう・あん摩マッサージ)大翔みんなの治療院	那覇市長田2-32-20ハイライズ成輝703	
仲村 まり子	はり・きゅう	令和5年4月17日
(はり・きゅう・あん摩マッサージ)大翔みんなの治療院	那覇市長田2-32-20ハイライズ成輝703	
新垣 陽平	柔道整復	令和5年3月15日
整骨院 AG	那覇市首里石嶺町 2-139 トミール 21 102 号	

公 告

那覇市公告第 166 号

令和 5 年 6 月 13 日

掲 示 済

那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 業務概要

(1) 件名 那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務について

(2) 業務内容及び履行方法

別紙「那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務委託仕様書」のとおり。那覇市公式ホームページに掲載する。

(3) 履行期間 契約の翌日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 見積上限額 6,094,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 実施型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者等を選定する。

3 募集方法、参加資格要件、スケジュール等

別紙「那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザル募集要領」のとおり。那覇市公式ホームページに掲載する。

4 審査方法等

別紙「那覇市老人福祉センター長寿命化計画策定業務に係る公募型プロポーザル審査要領」のとおり。那覇市公式ホームページに掲載する。

5 審査結果の公表

優先交渉権者名及び次点者名を那覇市公式ホームページに掲載する。

6 問い合わせ先

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課在宅福祉グループ

電 話：098-862-9010（内 2430）

F A X：098-862-9648

E-mail：naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第17号

令和5年6月15日

掲 示 済

那覇市営奥武山体育施設指定管理者の募集について

那覇市営奥武山体育施設条例第16条の規定により、令和6年4月から那覇市営奥武山体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

1 名称及び位置

那覇市営奥武山体育施設

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 那覇市営奥武山野球場 | 那覇市奥武山町42番地の1 |
| ② 那覇市営奥武山屋内運動場 | 那覇市奥武山町50番地の1地先 |
| ③ 那覇市営奥武山トレーニング室 | 那覇市奥武山町42番地の1地先 |

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市営奥武山体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、那覇市営奥武山体育施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。

① 団体が単独で応募する場合

ア 本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

② 共同企業体で応募する場合

ア 代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 応募の際には「共同事業体協定書」を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

エ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

- ① 市税等の滞納をしている法人等
- ② 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ③ 過去 1 年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等
- ④ 会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等
- ⑤ 団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等

5 申請の方法

(1) 那覇市営奥武山体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2) 募集要項等の配布

配布期間：令和 5 年 6 月 15 日（木）から令和 5 年 8 月 14 日（月）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

配布時間：午前 9 時から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会市民スポーツ課窓口
募集に関する要項等や応募に関する様式等は那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 10 階
那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

6 申請を受付する期間

(1) 受付期間：令和 5 年 6 月 15 日（木）から令和 5 年 8 月 14 日（月）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

(2) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時までの間を除く）

7 説明会及び施設見学会の開催

那覇市営奥武山体育施設の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

(1) 日 時：令和 5 年 7 月 13 日（木）午後 1 時 30 分から

(2) 場 所：沖縄セルラースタジアム那覇 第 1・第 2 会議室

那覇市奥武山町42番地の1

- （3）申込受付：7月7日（金）午後5時までに、問い合わせ先のメールアドレスへ那覇市営奥武山体育施設説明会及び施設見学会参加申込書（様式 22）をメール、またはFAXで提出してください。
なお、参加人数は1団体2名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課

住 所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電 話 098-917-3504

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sup001@city.naha.lg.jp

担 当 松田